

諫早市監査委員告示第12号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年6月8日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和3年度随時監査(普通財産実地監査)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R3	随時	財務部	契約管財課	<p><b>【指導事項】</b>                      市有地に物置が無許可で設置されている事例、自動販売機が無許可で設置されている事例が見受けられた。                      ついては、普通財産の適切な管理を行うとともに、貸付または売払いについて検討されたい。</p>	(物置の件) 令和3年12月8日 (自動販売機の件) 令和3年12月20日	それぞれの土地における対象物件の設置者を特定し、有償貸付契約を締結した。また、市有地(普通財産)の現況を把握するため、航空写真や現地調査での確認を行うとともに、未利用財産のうち利用可能な土地については、積極的な売却や貸付を図ることとした。